

独立行政法人 科学技術振興機構 次期中期目標（案）・中期計画（案）等対照表

見直し内容	次期中期目標（案）	次期中期計画（案）
	<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>（前文）</p> <p>独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務、科学技術に関する研究開発に係る交流に関する業務、科学技術に関し知識を普及し、国民の関心及び理解を増進させる業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。</p> <p>この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及び科学技術イノベーション創出のための基盤形成に重点化し、効率的に以下の科学技術振興施策を推進する。</p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科</p>	<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p> <p>（前文）</p> <p>現在、わが国は、人口減少や本格的な超高齢社会を迎え、地球規模では地球温暖化、資源・エネルギー・食料制約、感染症等が深刻化し、持続可能性を脅かす様々な危機や課題に直面している。このような状況を受け、第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）においては、それまでの重点分野別取組から重要課題対応に転換し、課題達成を目指した「科学技術イノベーション政策」の一体的推進が基本方針の一つとして掲げられている。</p> <p>また、科学技術の国際競争が激化しており、とりわけ新興国の躍進が顕著な中で、このままではわが国の科学技術における相対的なプレゼンスの低下は避けられず、産業競争力の喪失にもつながりうる危機的状況である。このため、長期的な視野に立って、基礎研究と人材育成の強化に努めるとともに、社会の要請を常に意識しつつ、課題達成型の科学技術イノベーション創出を推進していかなければならない。</p> <p>機構は、平成 15 年の発足から、科学技術基本計画を実施する</p>

	<p>学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>【全体的事項】</p> <p>厳しい国際競争に打ち克つため、機構内外の資源を最大限活用し、わが国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための骨太な研究開発戦略を立案し、i) 独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することに</p>	<p>中核的機関として、わが国の科学技術政策の実現に貢献してきた。すなわち、「新技術の創出に資する基礎研究」、「新技術の企業化開発」、「科学技術情報の流通促進」「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」、「科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進」の 5 つの事業を総合的に推進し、科学技術の振興につながる多くの成果を挙げてきている。</p> <p>しかしながら、機構は、上述のようなわが国の重大な転換期において、社会の期待に十分に答えていくためには、従来の事業の構成を抜本的に見直すべき時期を迎えている。とりわけ、社会的、経済的にインパクトの大きい科学技術イノベーションをスピーディに実現するシステムづくりが必要である。</p> <p>このため、機構は、第 3 期中期目標期間において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 創造的な研究開発による科学技術イノベーションの実現 ○ バーチャル・ネットワーク型研究所構築による成果の最大化を基本理念とし、従来の 5 つの事業柱を「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の 2 つの事業柱に再編して事業を実施し、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献する。 <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【全体的事項】</p> <p>1. 「科学技術イノベーション創出の推進」及び「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」</p> <p>機構は、中期目標期間中、科学技術基本計画の中核的実施機関として、「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イ</p>
--	--	--

<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究成果等の国民生活への還元への明確化</p> <p>科学技術振興機構の実施している事業については、課題解決のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとして「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ事業を再編し展開するに当たり、再編によりこれまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で明らかにすることとする。</p>	<p>より、科学技術イノベーションを創出するとともに、ii) 科学技術イノベーション創出のために必要な基盤(知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ)の形成を戦略的に促進する。これらを実現するため、事業間の連携強化、課題達成を志向した横断的組織の創設などの科学技術イノベーション創出に向けた体制強化を図るとともに、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。</p> <p>また、東日本大震災による被災地の復興・再生を支援するため、機構はこれまで培ってきたノウハウ、研究成果等を最大限に活用する。</p> <p>さらに、事業を推進するに当たっては、以下の取組をあわせて実施する。</p> <p>イ. 機構の事業内容及び成果について、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努める。</p> <p>ロ. 機構は、科学技術基本計画の趣旨を踏まえ事業を展開するに当たり、これまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で情報発信する。</p> <p>ハ. 外部有識者・専門家の参画による評価を実施した上で、その結果を機構の活動の改善に反映させることにより、機構におけるPDCAサイクルを構築するとともに、国民に具体的に分かるような形で情報発信する。</p> <p>ニ. 事業の実施に当たっては、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的なマネジメントを実施するとともに、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力関係を構築する。</p>	<p>イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つの柱により、事業を実施する。</p> <p>(1) 科学技術イノベーション創出の推進</p> <p>① 第4期科学技術基本計画(以下「第4期基本計画」という。)の基本方針の一つである「科学技術イノベーション政策」の一体的展開を実現するため、機構は、バーチャル・ネットワーク型研究所(注)を構築して、(i) 課題達成のための基礎研究の実施、(ii) 基礎研究の成果(以下「新技術」という。)と産業界のニーズを結びつける戦略的な産学連携事業を一体的に実施する。</p> <p>(注)「バーチャル・ネットワーク型研究所」とは、重要課題の達成のため、国内外を問わず大学、企業、研究開発独立行政法人など多様な機関間のネットワークを構築することにより、優れた人材と施設・設備などの外部リソースを活用して時限付で編成する研究開発推進体制をいう。イノベーション創出に向けた新しい研究開発のパラダイムとして、世界でも先駆的な取組である。</p> <p>② ①で実施する課題については、文部科学省が示す政策に沿って、第4期基本計画における喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」、及び同計画に示されている「わが国が直面する重要課題への対応」(わが国の目指すべき社会像を実現するために不可欠な安全性の確保、産業競争力の強化、地球規模の問題解決への貢献、国家存立の基盤の保持、科学技術の共通基盤の充実)に重点を置く。</p> <p>③ ②に示した重要課題の達成による科学技術イノベーション創出に向け、基礎研究から成果の企業化までを切れ目無く実施</p>
---	---	---

	<p>ホ. 研究費の執行を適切に行うことにより、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化する。</p>	<p>するため、課題達成を志向した部門横断的な事業戦略立案体制の構築や部門間の情報共有、研究開発成果のモニタリング、各プログラムディレクターによる意見交換を通じた各プログラム間の連携強化等の取組を行う。</p> <p>④ 機構の実施する研究開発が国際的に高い水準を維持し、イノベーションシステムの国際競争力強化に貢献するため、「科学技術イノベーション創出」における各プログラムの国際化を進める。また、相互裨益の観点に基づいて国際科学技術協力を進め、世界と協働した国際研究開発活動の戦略的展開を強化する。</p> <p>⑤ 人文・社会科学の視点を入れて、社会的・産業的なニーズ把握、波及効果分析を行い、実用化までも見据えた提言を行う。</p> <p>(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成</p> <p>① 第4期基本計画で掲げられている「研究情報基盤の整備」等を推進するため、研究成果をはじめとする科学技術情報の収集・提供体制を充実・強化する。</p> <p>② 第4期基本計画の基本方針である「人材とそれを支える組織の役割の一層の重視」を推進するため、機構は、優れた素質を持つ子どもの発掘と才能を伸ばす取組の強化など次世代人材等の育成に向けた効果的な取組を行う。</p> <p>③ 第4期基本計画の基本方針である「社会とともに創り進める政策の実現」を推進するため、機構は、研究者のアウトリーチ活動を促進するとともに、科学技術が社会に理解、信頼されて持続的に受容されるべく社会との意思疎通を図る双方向の対話活動の促進やその手法開発、さらには交流の場を提供する科学技術コミュニケーション活動の取組を行う。</p>
--	---	--

		<p>2. 東日本大震災からの復興・再生への貢献</p> <p>機構は、東日本大震災を受け、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復興・再生の進展に応じて、被災地のニーズと大学の技術シーズをマッチングするなど、これまでの事業で培ってきたノウハウ、研究開発成果等を最大限に活かし、適切な施策を実施する。</p> <p>3. 横断的事項に対する措置</p> <p>(1) 科学技術イノベーション創出を効果的に推進するため、互いに密接に関連する「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」について、各事業で共通的に利用する情報の共有化や事業実施上の手法やノウハウ、ネットワーク等の他への展開などにより、事業間の連携を強化する。</p> <p>(2) 各事業の実施に当たっては、大学、民間企業、経済界、行政機関、地方自治体、独立行政法人、公益法人、非営利団体などの様々な国内主体に加え、海外の研究機関等との関係性を強化するとともに、新たな関係性の構築に努める。</p> <p>(3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえ、研究開発課題、研究開発領域、事業の運営方法等について外部有識者の参画による評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させ、PDCA サイクル [Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) サイクル] を実施する。また、評価結果については、ホームページ等により公表し、国民への説明を積極的に行う。</p> <p>(4) 事業の実施状況や成果を把握し、成果集、説明会、シンポジウム、ホームページ、などを通して社会に向けて情報発信</p>
--	--	--

<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>3 競争的資金配分の手続等の更なる透明化の確保 文部科学省が毎年定める新技術の創出に向けた戦略目標を</p>	<p>【個別事項】</p> <p>1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化</p>	<p>するとともに、その波及効果の把握に努める。その際、第4期科学技術基本計画において喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興と再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」及び同計画に示されている「わが国が直面する重要課題」等について、機構が社会の要請にどのように応え、国民生活へ還元しているかという観点から、成果の活用状況や社会・経済への影響をとりまとめて分かりやすく発信する。</p> <p>(5) 先進諸国に加えて新興国等との連携・協力の在り方に関し、海外事務所や研究開発戦略センター等の調査・分析機能を活用して国際戦略を策定し、国際活動を戦略的に推進する。</p> <p>(6) 総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する関係府省で構築した研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、研究資金の柔軟な使用ルールの確立等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。</p> <p>(7) 女性研究者の活躍を促進するため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を策定し、これを推進する。<u>また、優秀な海外の人材をわが国へ招へいし活用するという観点から、海外事務所等を活用した機構事業の周知や外国人研究者の機構の事業への参画を推進する。</u></p> <p>【個別事項】</p> <p>1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化</p>
--	--	---

<p>達成するため、年間約 500 億円の国費が投入されている競争的資金の配分に当たっては、その透明性の一層の確保の観点から、戦略目標達成の成否を左右する研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由や経緯等を更に具体的に明らかにするとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行うこととする。</p>	<p>①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案</p> <p>国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等を調査・分析し、わが国が進めるべき研究開発対象を特定し、科学技術システムの改善に向けた質の高い提案を行うことにより、機構の業務全般の効果的・効率的な運営及びわが国の研究開発戦略の立案に活用するとともに、国民に向けた積極的な発信を行う。</p>	<p>①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案</p> <p>機構は、独創的な科学技術イノベーションの実現に向けて、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等について調査・分析し、重点的に推進すべき研究開発領域、研究開発課題等、<u>科学技術システムの改善等</u>について<u>質の高い</u>提案を行うとともに、機構の業務全般の効果的・効率的な運営及びわが国の研究開発戦略立案に貢献する。特に、飛躍的な経済成長を遂げ、科学技術の振興を強力に進めている中国については、重点的に調査・分析を行う。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、国内外の研究開発動向等に関し、科学技術政策立案担当者や研究者等との意見交換を重視しつつ、科学技術分野の俯瞰、社会的期待の分析、海外事務所の活用等による海外の情報収集及び比較等により調査・分析を行う。 ・機構は、中国における重要科学技術政策や研究開発動向及び関連する経済・社会状況について、幅広い視点から、双方向の発信を重視しつつ交流・連携を推進してデータの収集・整理を行いつつ、重点的に調査・分析する。 ・機構は、上記の調査・分析の結果に基づき、今後重要となる分野、領域、課題、及びその研究開発の推進方法等を系統的に抽出し、人文・社会科学の視点を取り入れ、実用化までも見据えた、研究開発戦略の立案に資する提案を行う。 <p>[達成すべき成果]</p> <p>外部有識者・専門家による評価において、</p>
---	---	--

	<p>②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案</p> <p>文部科学省が策定する研究開発戦略に基づき、新規有望技術に着目し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互関連や相乗効果の検討等を行うことにより、科学技術に立脚した社会システム改革や研究開発の方向性等を提示するための研究を推進し、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に資する質の高い提案を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発戦略の立案に資する提案が科学技術イノベーションの創出に資する質の高い内容である。 ・研究開発戦略の立案に資する提案の活用状況の調査に基づいた評価により、成果が十分に活用されている。 <p>との評価を得る。</p> <p>②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案</p> <p>機構は、わが国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤とした明るく豊かな低炭素社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ研究を推進し、低炭素社会実現のための社会シナリオ・戦略の提案を行う。社会シナリオ・戦略は、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、幅広い活用を促進するために、国、大学、企業、地方自治体等の関連機関及び国民に向けて積極的に発信する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、研究テーマの設定、人文・社会科学と自然科学の研究者が参画する実施体制の構築、幅広い分野の関連機関と連携を行いつつ社会シナリオ研究を推進する。 ・機構は、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互関連や相乗効果の視点から基礎となる調査・分析を行いつつ社会シナリオ研究を推進し、その成果を活用して、社会シナリオ・戦略の提案を行う。 <p>[達成すべき成果]</p>
--	---	--

	<p>2. 科学技術イノベーションの創出</p> <p>(1) 科学技術イノベーション創出の推進</p> <p>第4期科学技術基本計画に掲げるわが国の重要課題の達成に貢献するため、以下の研究開発を国が示す方針の下で推進する。</p> <p>①戦略的な研究開発の推進</p> <p>科学技術イノベーションを創出し、その実用化を目指すために必要な研究課題を具体的に解決するという観点から設定する戦略目標等の達成に向けて、バーチャル・ネットワーク型研究所を構築し、研究開発を推進する。</p> <p>戦略的な基礎研究の推進に当たっては、文部科学省が示す政策に合わせ、上記の観点から担うべき役割にふさわしい事業となるように見直しを行いつつ、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で目的基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。また、このような基礎研究から研究開発プロジェクトに至るまでを担うにふさわしい事業への見直しを検討し実施する。温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にはない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開</p>	<p>機構は、外部有識者・専門家による評価において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会シナリオ・戦略が低炭素社会実現に資する質の高い成果である ・社会シナリオ・戦略が国、地方自治体等の政策立案等に活用されている。 <p>との評価を得る。</p> <p>2. 科学技術イノベーションの創出</p> <p>(1) 科学技術イノベーション創出の推進</p> <p>①戦略的な研究開発の推進</p> <p>機構は、わが国が直面する重要な課題の達成に向けて、文部科学省が定めた、社会的・経済的ニーズを踏まえた戦略目標や文部科学省が策定した研究開発戦略、実社会の具体的な問題解決を目指した目標、といった戦略的な目標等の下、課題達成型の研究領域等（以下「領域」という。）を組織の枠を超えて時限的に設定し、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進する。具体的には、戦略目標の実現に資する創造的な新技術の創出に向けた基礎研究（以下「新技術シーズ創出研究」という。）、中長期にわたって温室効果ガスの削減を実践するための従来技術の延長上にはない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究（以下「先端的低炭素化技術開発」という。）、社会を直接の対象として、自然科学と人文・社会科学の双方の知見を活用した、関与者との協働による研究開発（以下「社会技術研究開発」という。）をそれぞれ推進する。また、新技術シーズ創出研究の推進に当たっては、科学技術イノベーションを創出し、その実用化を目指すために必要な <u>研究課題研究開発課題</u> を具体的に解決するという観</p>
--	--	--

	<p>発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>社会技術に関する研究開発の推進に当たっては、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会の関与者の参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得るとともに、その成果を社会で有効に活用できるものとして還元する。</p>	<p>点からふさわしい事業への見直しを検討し実施する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、文部科学省が示す戦略的な目標等に基づき、外部有識者・専門家の参画を得て、領域及びプログラムオフィサー等を選定する。なお、領域、プログラムオフィサー等の選定にあたっては、手順、選定の背景等の理由や経緯等をさらに具体的かつ詳細に公表するとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行い、透明性を確保する。 ・機構は、プログラムオフィサー等の方針の下、研究者及び研究開発課題を選抜する。このために、自らの目利き能力を高め、優れた技術につながる先導的・独創的な研究構想を有する意欲ある研究者の発掘に努める。 ・機構は、プログラムオフィサー等の運営方針の下、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発課題採択時に発足当初の研究開発計画をの精査やするとともに、研究開発の進捗に応じた研究開発計画の機動的な見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。 ・先端的低炭素化技術開発については、新規の原理・概念の創出に関する基礎的な研究を行う段階から、生み出された技術シーズを展開・拡大して温室効果ガスの削減に大きく貢献しうる技術の創出につなげる研究開発段階までの研究開発を推進し、研究開始から10年程度経過時点で実用化の見通しが得られるようにするため、研究継続の是非を判断する評価を研究進捗段階毎に行う。 <p>[達成すべき成果]</p>
--	---	---

	<p>②産学が連携した研究開発成果の展開</p> <p>機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へ橋渡しすることにより、研究開発成果の実用化を促進し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。</p>	<p>・機構は、戦略的な目標等の達成状況に関する成果及びマネジメントを基準とした評価において、新技術シーズ創出研究については、中期目標期間中に事後評価を行う領域の7割以上、社会技術研究開発については、中期目標期間中に事後評価を行う領域の7割以上が目標の達成に資する十分な成果が得られたとの評価結果を得る。先端的低炭素化技術開発においては、外部有識者・専門家が評価を行う領域の7割以上でによる評価において中長期的な温室効果ガスの排出削減に貢献することが期待できる革新的な技術の創出につながる研究成果が得られた、との評価が得られること。</p> <p>・研究成果が展開され社会還元につながるよう働きかける。新技術シーズ創出研究において領域終了後1年を目途に、制度の趣旨を踏まえつつ研究成果の展開や社会還元につながる活動が行われたと認められる課題が7割以上、社会技術研究開発において課題終了後1年を目途に、社会において研究成果を活用・実装する主体との協働や成果の活用などの社会還元につながる活動が行われている課題が7割以上となること。</p> <p>・機構は、研究成果がイノベーション創出に貢献すること及び国際的に高い水準にあることを目指す。その指標として、中期目標期間中の基礎研究における研究成果の展開・移行状況や論文被引用回数や国際的な科学賞の受賞数、招待講演数等の定量的指標を活用する。</p> <p>②産学が連携した研究開発成果の展開</p> <p>機構は、大学や公的研究機関等（以下「大学等」という。）における基礎研究により生み出された新技術を基に、柔軟な運営により企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発</p>
--	---	---

<p>機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果の企業化につなげる。その際、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。また、旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管を進める。</p> <p>わが国の科学技術の共通基盤を支えとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。</p> <p>機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下に必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。</p> <p>産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。</p>	<p>機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果の企業化につなげる。その際、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。また、旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管を進める。</p> <p>わが国の科学技術の共通基盤を支えとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。</p> <p>機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下に必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。</p> <p>産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。</p>	<p>を推進することで、また科学技術イノベーション創出に貢献する。具体的には、大学等における有望な技術シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器の研究開発、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発、テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器の研究開発等を推進する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、プログラムディレクターの運営方針マネジメントの下、大学等における新産業の芽となりうる技術シーズの探索とその実用化、産学の対話の場を活用した産業界における技術的な課題の解決に資する知見の創出、新産業の創出にむけた研究開発、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発などに努める。 また、地域にある新技術を広く展開し、イノベーション科学技術イノベーション創出が可能な研究開発に努める。 ・機構は、研究開発にあたっては、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。 ・機構は、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、実用化や事業化を見据えて、研究開発課題を選抜する。 ・機構は、プログラムオフィサーの運営方針マネジメントの下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推
--	--	---

		<p>進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。</p> <p><u>・機構は、産学の対話に基づく、「共創の場」において、基礎研究の成果である知的財産権等を共有（プール）する仕組みを大学等と協力しつつ構築し、参加企業群における研究成果の活用を促進する。</u></p> <p>・機構は、先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化にあたり、文部科学省から示される基本方針を踏まえ、その効果的推進を図る。</p> <p>・旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管等を進める。</p> <p>[達成すべき成果]</p> <p>・各プログラムの趣旨に沿って挑戦的な課題を採択しつつ、本中期計画中に評価を行う課題について、「最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発」では事後評価の5割以上、「産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発」では事後評価の6割以上、「テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発」では中間評価の7割以上、「先端計測分析技術・機器の研究開発等」では事後評価の8割<u>5分</u>以上の課題で、適切に研究開発が進捗し、実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られた、完成したプロトタイプ機が実用可能な段階である<u>など</u>（「先端計測分析技術・機器の研究開発等」の一部）との評価結果が得られること。</p> <p>・各プログラムの研究開発終了課題について、プログラムにより定めた期間が経過した時点で、「最適な支援タイプの組み合わせ</p>
--	--	--

	<p>③東日本大震災からの復興・再生への貢献</p> <p>東日本大震災からの復興に向けて、被災地企業、関係行政機関等のニーズを踏まえた東北発の科学技術イノベーションの創出に貢献する。<u>また、計測分析技術・機器の開発に関する機構の実績を活かして、さらに、被災地等における安全・安心の確保のための放射線計測分析技術・機器・システムの開発を行うことにより被災地等における安全・安心の確保に貢献する。</u></p>	<p>せによる中長期的な研究開発」では3割以上（委託開発については、平成14年度以降の開発終了課題製品化率が全体の2割以上）、「産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発」では3割以上、「テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発」では3割以上、「先端計測分析技術・機器の研究開発等」では5割以上の課題が、各プログラムで想定する適切なフェーズに至っている（他制度で実施、企業又は大学等独自にあるいは共同で実施、既に企業化、ベンチャー企業設立など）と判断されること。</p> <p>③ 東日本大震災からの復興・再生への支援</p> <p>機構は、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故による被災地域企業、関連行政機関等のニーズを踏まえ、全国の大学等の技術シーズを集約・活用することで東北を中心とした被災地発の新たなイノベーションの創出を通じて、東北を中心とした被災地での復興を促進するため、(i) 被災地域企業、関連行政機関等のニーズを踏まえた、大学等のシーズの育成、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発を推進し、それらの成果を被災地企業に結びつけるマッチングを支援する。また、目利き人材を活用した大学等のシーズと被災地企業のニーズのマッチング及び産学共同研究を推進する（以下「産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」という）。また、被災地等における安全・安心を確保するため、(ii) 放射線計測分析に係る先端計測分析技術・機器の研究開発等を推進する（以下「放射線計測分析技術・機器の開発」という）。</p> <p>[推進方法]</p> <p>(i) 産学官連携による<u>東北発被災地</u>科学技術イノベーション</p>
--	---	---

		<p>創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、被災地域企業、関連行政機関等のニーズ（以下「被災地ニーズ」という。）を収集するとともに、被災地の産業界における技術的な課題の把握に努める。 ・機構は、被災地でのニーズを踏まえた全国の大学等のシーズの育成や、東北産業界が望む特定テーマに関する技術的課題の解決のための基盤研究を推進するとともに、それらの研究成果を東北産業界に結びつけるためのマッチングを支援する。 ・機構は、目利き人材を活用し、被災地ニーズ、特に被災地の中小企業を中心とする企業のニーズに<u>適合ベストマッチ</u>する大学等研究機関の技術シーズについて実用化可能性の探索及び短期間での社会実装に向けた産学連携による研究開発を推進する。 ・機構は、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、上記実用化可能性の探索の結果、実用化及び早期の社会実装に有望なものに関する産学の共同<u>研究課題研究開発課題</u>、被災地ニーズに適應する大学等のシーズの育成のための研究開発課題及び被災地の産業界における技術的な課題の解決に資する研究開発課題を選抜する。 ・機構は、プログラムオフィサーの<u>運営方針マネジメント</u>の下、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。 ・機構は、産学共同研究の成果の短期間での社会実装に努める。その際、被災地企業の財務状況を考慮しつつ、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。 ・機構は、事業の円滑な推進を図るため、被災地のニーズを踏
--	--	---

		<p>また震災復興事業の運営を実施するための事業体制を整え、被災地を中心とした自治体、大学、産業界との緊密な関係を形成して、意見交換を実施するとともに、その結果を事業運営方針に反映する。</p> <p>(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、文部科学省から示される基本方針を踏まえ、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、被災地等における行政ニーズ、現地ニーズ等を見据えて、放射線計測分析技術・機器開発に係る研究開発課題を選抜する。 ・機構は、プログラムディレクター、プログラムオフィサー等から構成される委員会の下、産学官が参画したチーム編成により研究開発を推進する。 ・機構は、プログラムオフィサーの<u>運営方針マネジメント</u>の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。 ・機構は、研究開発にあたっては、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。 <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、本中期目標期間中に実施された事後評価において、「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」では評価課題数の5割以上で、適切に研究開発が進捗し、被災地における新技術の実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られたとの評価結果が得られること。 ・「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過
--	--	--

	<p>④国際的な科学技術共同研究の推進</p> <p>文部科学省が示す方針に基づき、諸外国との共同研究等を推進し、地球規模課題の解決や国際共通的な課題の達成解決を通して、科学技術イノベーションの創出に貢献する。</p>	<p>した時点において、課題の3割以上で、各プログラムで想定する適切なフェーズに至っていると判断される(他制度で実施、企業又は大学等独自にあるいは共同で実施、既に企業化、ベンチャー企業設立など) こと。</p> <p>・「(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発」で実施した課題のうち、本中期目標期間計画中に実施された課題の事後評価において、8割以上の課題で、適切に研究開発が進捗し十分な成果が得られた、または、プロトタイプ機が実用可能な段階であるとの評価結果が得られること。</p> <p>・「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過した後に実施する課題の追跡調査において、参画した被災地企業、関係行政機関等にアンケートを実施し、回答の7割以上で、産学交流により得られた知見等が、被災地での企業活動の復興に寄与したとの回答を得る。</p> <p>・「(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過した後に実施する課題の追跡調査において、課題の7割以上で、プログラムで想定する適切なフェーズに至っていると判断される(開発されたプロトタイプ機、もしくはそれを基に企業化/製品化された機器が被災地等の現場や行政に利用され公開データが取得されているなど) こと。</p> <p>④ 国際的な科学技術共同研究等の推進</p> <p>機構は、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、地球温暖化や大規模な自然災害などの地球規模課題の問題解決や、グリーン・イノベーション</p>
--	---	---

	<p><u>i) a</u> 国際的な科学技術共同研究の推進</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する成果を得る。</p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通な課題<u>達成解決</u>及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術<u>イノベーションの創出に資する成果の強化に資する成果</u>を得る。</p> <p><u>ii) b</u> 戦略的な国際科学技術協力の強化</p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術水準の向上に資する成果を得る。</p>	<p>ンやライフ・イノベーションなどの国際共通な課題の達成、またわが国及び相手国の科学技術水準の向上に向けて、国の政策に基づき、国際的な枠組みの下共同研究等を実施する。政府開発援助（ODA）との連携によるアジア・アフリカ等の開発途上国との共同研究（以下「地球規模課題対応国際科学技術協力」という。）、政府間合意に基づく欧米等先進諸国や東アジア諸国等との共同研究（以下「戦略的国際共同研究」という。）、及び研究交流（以下「戦略的国際科学技術協力」という。）を推進し、課題<u>達成型解決型イノベーション</u>の実現に向けた研究開発を加速する。また、これらの活動を通じて科学技術外交の強化に貢献する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、地球規模課題対応国際科学技術協力及び戦略的国際共同研究について、研究分野あるいは機構が設定する研究領域を統括し運営するプログラムオフィサーを選定した上で、国内の政府開発援助実施機関あるいは海外の研究費配分機関と連携して参画する研究者及び<u>研究課題研究開発課題</u>を選定する。 ・機構は、共同研究について、プログラムオフィサーの<u>運営方針マネジメント</u>の下、<u>研究課題研究開発課題</u>の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進するため、研究<u>開発</u>の進捗に応じて研究<u>開発</u>計画を機動的に見直し、また研究<u>開発</u>費が有効に活用されるよう研究<u>開発</u>費の柔軟な配分を行う。 ・機構は、戦略的国際科学技術協力については、海外の研究費配分機関と連携して参画する研究者及び研究<u>開発</u>課題を選定する。 ・機構は、海外事務所等を拠点として、地球規模課題対応国際
--	---	--

	<p>⑤知的財産の活用支援</p> <p>わが国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。</p> <p>具体的には、大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援することにより、わが国の知的財産基盤の強化を図る。特に海外特許出願の支援に重点を置く。金融機関等との連携により、企業ニーズに留意しつつ、わが国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。</p>	<p>科学技術協力、戦略的国際共同研究及び戦略的国際科学技術協力等に係る情報の収集及び提供、並びに、海外の関係機関との連携により、シンポジウム、ワークショップ等の開催や<u>研究課題研究開発課題</u>選定等に係る連絡調整を行う。</p> <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に、事後評価を行う課題について、地球規模課題対応国際<u>共同研究科学技術協力</u>と戦略的国際共同研究は6割以上、戦略的国際科学技術協力は7割以上において、各プログラムの目標の達成に資する十分な成果を得る。 ・中期目標期間中に、<u>地球規模課題対応国際共同研究地球規模課題対応国際科学技術協力</u>の終了課題の6割以上において、社会実装に向けた次のフェーズへの展開（機構他事業、<u>政府開発援助実施機関のJICA</u>他事業、国際機関の事業、企業での開発等への発展）が図られることを目指す。 <p>⑤ 知的財産の活用支援</p> <p>機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術の実用化を促進するため、大学等の研究成果の特許化を支援するとともに、わが国の知的財産戦略、<u>市場マーケット</u>動向やライセンスのための交渉力を踏まえた強い特許群の形成やこれらの特許・特許群を基礎とした産学マッチングの「場」の提供などを通じた知的財産の活用を促進する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、大学等の研究成果について、特許化を支援する。特に海外への出願が重要と認められるものを選定し、海外特許出願を支援する。さらに、金融機関等との連携により企業ニーズ
--	--	--

	<p>大学等の研究開発成果の技術移転に関しても、大学等及び技術移転機関と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。</p>	<p>に留意しつつ、わが国の知的財産戦略上、国際的に重要なテーマについては、核となる特許を中心とした特許群の形成を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、大学等が保有する未利用特許の企業等における活用を加速するため、外部機関と連携しつつ、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施し、活用が有望な特許に対しては価値向上のための支援を行う。 ・機構は、機構が実施する戦略的な基礎研究や大学等の優れた研究成果を、迅速かつ効果的に産業界に繋げるために、産学マッチングの「場」の提供等を実施する。また、企業化に取り組む企業を探索し、特許をはじめとする知的財産権のあっせん・実施許諾を行う。さらに、技術移転促進のための相談、研修を行う。 <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国特許出願支援において支援した発明の特許になった割合が 8割80%を上回る。 ・特許化支援事業の利用者に対しアンケート調査を行い、機構の発明に対する目利き（調査・評価・助言・相談等）が的確であるという回答を9割以上得る。 ・機構は、自らあっせん・実施許諾を行った契約の対象特許件数について、平均200件/年以上を目指す。 ・マッチングの「場」等の実施について、制度利用者や参加者にアンケート調査を行い、各々の技術移転活動に有効であったとの回答を8割以上得ることを目指すとともに、産と学のマッチング率を 2割前中期目標期間中の平均値と同等以上となる。（マッチング率：発表課題のうち、ライセンス、共同研究、サンプル提供、技術指導、起業等に展開した課題の割合）
--	--	--

	<p>(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成</p> <p>①知識インフラの構築</p> <p>a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進</p> <p>科学技術イノベーション創出に寄与するため、わが国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報を効果的に活用できる環境などを構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。</p> <p>これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性向上を図る。</p> <p>また、様々な学問分野の科学技術に関する文献を容易に検索・利用できるようにするため、論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。</p> <p>本事業については、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして情報のより高度な利用を促進する。</p>	<p>(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成</p> <p>①知識インフラの構築</p> <p>a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進</p> <p>機構は、科学技術イノベーションの創出に寄与するため、わが国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。</p> <p>科学技術情報流通の促進にあたっては、科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することが可能なシステムを構築し、展開する。また、組織や分野の枠を越えた人的ネットワークの構築を促進するため、研究者及び技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を構築する。</p> <p>なお、これらの取組を効率的かつ効率的に進めるため、科学技術情報をもつ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者ニーズを把握し、利用者視点にたつてシステムの利便性向上を図る。</p> <p>[推進方法]</p> <p>・機構は、科学技術情報の流通を促進するため、わが国の研究者、研究成果（文献書誌、特許）、科学技術用語等の研究開発活動に係る基本的な情報及びその所在を示す情報を体系的に収集・整備し、提供する。</p>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、国内学協会の発信力強化と、研究成果の国内外に向けた幅広い流通を促進するため、国内学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームの提供を行う。また、国内関係機関と連携して、国内科学技術関係資料の電子化を推進する。 ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、科学技術情報に係るデジタル情報資源のネットワーク化、データの標準化、情報を関連付ける機能の強化及び知識抽出の自動化を推進し、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析可能なシステムを構築し、展開する。 ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、研究者及び技術者等に関する情報並びに当該研究者及び技術者等の研究開発課題・成果の情報を提供し、組織や分野の枠を越えた研究者及び技術者等相互の研究動向把握や意思疎通が可能となる人的ネットワーク構築を促進する。 ・科学技術文献情報提供事業については、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」に基づき、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして情報のより高度な利用を促進する。<u>また、民間事業者によるサービスの実施にあたっては、機構と民間事業者の連携会議を設置し、業務の確実な実行や改善を促す。</u> <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集した資料に掲載された論文等の書誌情報を毎年度 130 万件規模で整備し、機構が整備提供するデータベースへ登録する。<u>またデータベースの利用件数（研究者、研究成果等の詳細情報の表示件数）について中期目標期間中の累計で 17,000 万件以</u>
--	--	---

	<p>b. ライフサイエンスデータベース統合の推進</p> <p>わが国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、国が示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けた、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用及び研究開発を推進する。</p>	<p><u>上とすることを旨とする。</u></p> <p>・電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームについて、<u>への今中期目標期間中に450誌以上の新規参加学協会誌の参加を得る数に関して、前中期目標期間中の新規参加誌数よりも向上させる。また掲載論文のダウンロード件数について、中期目標期間中の累計で12,500万件以上とすることを旨とする。</u></p> <p>・他の機関・サービスとの連携実績を前年度よりも向上させる。</p> <p><u>・科学技術文献情報提供事業の民間事業者への移行を確実に実施するとともに、機構と民間事業者の連携会議を設置し、業務の確実な実行や改善を促す。</u></p> <p>・本事業で提供するサービスの利用者に対して調査を行い、回答者の8割以上から有用であるとの肯定的な回答を得る。</p> <p><u>・科学技術文献情報提供事業の民間事業者への移行を確実に実施する。</u></p> <p>b. ライフサイエンスデータベース統合の推進</p> <p>機構は、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、国が示す方針の下、各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果が広く研究者コミュニティに共有され、活用されるよう、各研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合に必要な研究開発を実施し、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。</p> <p>[推進方法]</p> <p>・機構は、ライフサイエンス分野のデータベースの統合の方法、手順、必要な要素技術などを調査・検討し、データベース統合</p>
--	---	--

	<p>②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築</p> <p>a. 次世代の科学技術を担う人材の育成</p> <p>次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系科目に秀でた児童生徒の育成を行うとともに、児童生徒の科学技術や理</p>	<p>に向けた戦略（以下「統合戦略」という。）を企画・立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、データベース統合検索技術、大規模データの活用技術、データベース解析統合利用環境の整備など、データベース統合化の実現に向けて基盤となる技術の研究開発を実施するとともに、分野ごとのデータベース統合化を進める。 ・機構は、統合戦略に基づき、研究開発の結果得られた基盤技術を活用しつつ、データベースの統合を推進し、統合システム及び公開のためのインターフェースとしてのポータルサイトを構築し、公開するとともに、統合システムの拡充・維持管理等を行う。 <p>[達成すべき成果]</p> <p>国の示す方針に則り、外部有識者や専門家による本事業の評価において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発による成果について、ライフサイエンス分野のデータベースの統合に資する成果が得られている。 ・ライフサイエンスデータベース関連府省との連携、<u>及びデータ拡充及び利用状況</u>などについて、<u>データベース活用事例を参考としつつ</u>、公開データ数や連携の進展に基づいた評価により、ライフサイエンス研究開発全体の活性化に資する十分な成果が得られている。 <p>との評価結果を得る。</p> <p>②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築</p> <p>a. 次世代の科学技術を担う人材の育成</p> <p>科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術を担う子どもたちの育成を継続的・体系的に</p>
--	---	--

<p>数系科目に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。なお、事業全体として高い効果を上げるため、それぞれのプログラムの相互の関連性などに留意しながら、事業を推進する。</p> <p>i) 児童生徒の継続的・体系的な育成のための取組</p> <p>先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系科目の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・高等専門学校に対し、理数系科目に関して高い意欲・能力を有する児童生徒に高度で発展的な学習環境を提供する取組の支援を行う。また、科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用するなどの科学技術や理数系科目の学習を充実させる取組を支援するとともに、支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。</p> <p>さらに、これらの取組に参加した児童生徒などがその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテンツに関する取組の支援を行う。</p> <p>ii) 理数系教育を担う教員の育成・支援</p> <p>科学技術や理数系科目に対する児童生徒の興味・関心や能力を向上させる授業を行うために、優れた教員を養成する取組を支援するとともに、教員が利用しやすく、児童生徒が科学技術や理科を分かりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。</p> <p>また、小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。なお、本プログラムは平成 24 年度末までに終了させる。</p>	<p>行う必要がある。そのため、優れた素質を持つ児童生徒を発掘し、その才能を伸ばすことを目指し、先進的な理数系教育を実施する高等学校等の支援をはじめとして、将来の科学技術人材育成に向けた基盤を整備するとともに、学校現場における児童生徒の理数系科目への関心・学習意欲や能力を高める取組を促進するため、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の科学技術に関する学習の現状の把握および効果的な学習方法の検討を行い公表するとともに、プログラムで得られた効果の検証、課題の把握、および改善に向けた検証を行い、各プログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。 ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術・理数系科目の学習の取組を支援する。 ・国際科学オリンピック等の国内大会開催および国際大会への派遣等に対する支援や「科学の甲子園」等の開催により、全国の科学好きな生徒等の研鑽・活躍の場を構築するとともに、大学や研究機関等が行う人材育成や中学校、高等学校等と大学が連携して行う人材育成を支援することによる課題解決型・体験型の次世代人材育成活動を行い、将来の科学技術人材の育成に向けた基盤を整備する。 ・理数系教育について優れた能力を有する教員の養成および地域の中核となる教員の育成の支援や、最先端科学技術の成果を活用した理科教材の整備等を行い、理数系教育を担う教員の指 	<p>行う必要がある。そのため、優れた素質を持つ児童生徒を発掘し、その才能を伸ばすことを目指し、先進的な理数系教育を実施する高等学校等の支援をはじめとして、将来の科学技術人材育成に向けた基盤を整備するとともに、学校現場における児童生徒の理数系科目への関心・学習意欲や能力を高める取組を促進するため、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の科学技術に関する学習の現状の把握および効果的な学習方法の検討を行い公表するとともに、プログラムで得られた効果の検証、課題の把握、および改善に向けた検証を行い、各プログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。 ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術・理数系科目の学習の取組を支援する。 ・国際科学オリンピック等の国内大会開催および国際大会への派遣等に対する支援や「科学の甲子園」等の開催により、全国の科学好きな生徒等の研鑽・活躍の場を構築するとともに、大学や研究機関等が行う人材育成や中学校、高等学校等と大学が連携して行う人材育成を支援することによる課題解決型・体験型の次世代人材育成活動を行い、将来の科学技術人材の育成に向けた基盤を整備する。 ・理数系教育について優れた能力を有する教員の養成および地域の中核となる教員の育成の支援や、最先端科学技術の成果を活用した理科教材の整備等を行い、理数系教育を担う教員の指
--	--	--

	<p>b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援 科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究</p>	<p>導力向上を支援する。なお、理科支援員配置については、平成24年度末までに廃止する。</p> <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組に参加した児童生徒に対してアンケート調査を実施し、6割以上から、科学技術に関する学習意欲が向上したとの肯定的な回答を得る。 ・取組に参加した児童生徒に対してアンケート調査を実施し、5割以上から、科学技術を必要とする職業に就きたいと思うようになったとの肯定的な回答を得る。 ・機構が実施または支援する国内の科学技術コンテストへの参加者総数を、中期目標期間中に延べ80,000名以上とする。 ・科学技術教育能力の向上を目指す取組において、参加（利用）した教員に対してアンケート調査を実施し、8割以上から、日々の教育活動の中で活かすことができる成果を得たとの肯定的な回答を得る。また、前年度プログラムを修了した教員に対してアンケート調査を実施し、6割以上から、プログラムの成果をその後の活動において活用できているとの肯定的な回答を得る。 ・事業関係者に対してアンケート調査を実施し、8割以上から、当初計画していた目的を達成することができたとの肯定的な回答を得る。また、スーパーサイエンスハイスクール支援について、8割以上から、取組を実践する上で有効な支援が得られたとの肯定的な回答を得る。 <p>b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援 機構は、博士課程の学生、博士研究員、研究者及び技術者等の</p>
--	--	---

	<p>員、研究者及び技術者等の高度人材の活躍の場の拡大を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等の支援を行う。</p> <p>c. 海外との人材交流基盤の構築</p> <p>世界各国の優れた研究者の受け入れを促進するため、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。</p>	<p>高度人材（以下「高度人材」という。）の活躍の場の拡大を促進するため、産学官連携の<u>下もと</u>、キャリア開発に資する情報の提供と活用の支援を行う。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度人材に対して、人材育成などの事業により蓄積した情報・ノウハウも活用し、研究者等の求人・求職情報や科学技術分野の自習教材などのキャリア開発に資する情報等を提供するポータルサイトを構築する。また、常にサービスの効果の把握に努め、利便性の向上を図る。 ・知識インフラの構築により整備された研究者及び技術者等に関する情報も活用しつつ、産学官におけるキャリア開発支援の取組との連携を推進し、上記の仕組みの活用を図ることにより、高度人材と大学や企業等の交流を促進する。 <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関との連携実績を前年度よりも向上させる。 ・本事業で提供するサービスの利用者に対して調査を行い、回答者の8割以上から有用であるとの肯定的な回答を得る。 <p>c. 海外との人材交流基盤の構築</p> <p>わが国が世界各国から優れた研究者等を惹き付け世界の活力と一体になった研究開発を推進し、また科学技術の国際活動を戦略的に展開するための基盤を強化するためには、海外の優れた研究者の受入を促進する必要がある。このため、機構においては、わが国で研究を行う外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。</p>
--	---	---

	<p>③コミュニケーションインフラの構築</p> <p>我が国の科学技術政策に関して国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、従来型の一方向の科学技術理解増進活動にとどまらず、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。そのため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーション活動を推進するとともに、国民と研究者等との双方向の科学技術コミュニケーションを実践する場を作り出し、科学技術コミュニケーションに関する基盤を構築する。</p> <p>その際、科学技術コミュニケーション手法の調査・研究を行い、効果的な手法を用いた支援・実践を推進する。</p> <p><u>i)</u> a 多様な科学技術コミュニケーション活動の推進</p> <p>研究者のアウトリーチ活動などの科学技術コミュニケーション活動を支援するとともに、科学技術コミュニケーション活動のネットワークを構築するための支援を行う。さらに、科学技術コミュニケーション活動を担う人材の育成や科学技術を伝える展示手法の開発など、科学技術コミュニケーション活動を活性化する取組を推進する。</p> <p><u>ii)</u> b 科学技術コミュニケーションを実践する場の構築</p>	<p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者用の宿舎を運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。 <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者宿舎の入居率をが8割以上とする。 <p>③コミュニケーションインフラの構築</p> <p>a <u>科学技術コミュニケーションの推進</u></p> <p>わが国の科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、リスクコミュニケーションも含めた科学技術コミュニケーション活動の重要性が改めて認識された。機構は、こうした状況を踏まえ、地域や年齢等を問わず、国民全体に対する科学技術コミュニケーション活動を活性化するため、多様な科学技術コミュニケーションを推進するとともに、コミュニケーションの場を作り出すことによって、科学技術コミュニケーションの基盤（インフラ）を構築する。</p> <p>[推進方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援・実践などの活動を通して、科学技術コミュニケーション手法の調査・研究（リスクコミュニケーションなど政策的に進めるべき課題を含む。）を進め、調査・研究と支援・実践の活動を総合的に推進する。
--	--	--

	<p>日本科学未来館においては、最先端の科学技術を分かりやすく国内外に発信するとともに、国民の期待や社会的要請の把握に一層努め、社会と科学技術との関わりを深める場としての機能を強化する。また、科学技術コミュニケーションに関するイベントを開催し、国民と研究者等との間の科学技術コミュニケーション活動の場を提供する。さらに、科学技術コミュニケーションに資する情報の集約などを行い、インターネット等を活用して広く情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ活動を行う研究者など科学技術コミュニケーション活動の実施者の支援をするとともに、多様・広範な主体が参画する科学技術コミュニケーション活動のネットワークを構築するための支援を行う。 ・日本科学未来館の運営を通して、国民と研究者等との間の双方向の科学技術コミュニケーション活動の場を提供するとともに、実践的な科学技術コミュニケーション人材の養成や展示手法の開発、全国の学校や国内外の科学館等との連携活動を実施する。 ・インターネット等を活用して、科学技術に関する番組を提供するサイエンスチャンネル、科学技術に関する情報への入り口であるサイエンスポータル等を統合的に運営する。また、サイエンスアゴラの開催等を通じて幅広い層を対象に科学技術への興味・関心や理解の向上を図る。 <p>[達成すべき成果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が有する科学技術に関するポータルサイトのアクセス数を中期目標期間中に総計 <u>156,000</u> 万ページビュー以上とする <u>二</u> <u>とを</u> <u>目</u> <u>指</u> <u>す</u>。 ・機構が実施・運営する科学技術コミュニケーションの場への参加者数を、中期目標期間中に総計 <u>72500</u> 万人以上とする。 ・養成対象の科学コミュニケーターに対する調査において、6割以上から、科学コミュニケーターに必要な資質・能力を修得し、日々の科学技術コミュニケーション活動に活用しているとの回答を得る。 ・機構が支援・実施した科学技術コミュニケーション活動の参加者等に対する調査を行い、8割以上から「科学技術に対して
--	---	---

<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>2 競争的資金の大括り化に伴う効率化の推進</p> <p>基本方針で定められた競争的資金の大括り化に当たっては、その目的である事業運営の効率化を図る観点から、審査や研究課題に係る各種業務の事務管理コストの合理化等の効果を具体的に明確にすることとする。</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>5 科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施を踏まえた経営改善計画の策定</p> <p>基本方針で定められた科学技術文献情報提供事業の平成24年度中の民間事業者によるサービスの実施に当たり、新たな</p>	<p>3. その他行政等のために必要な業務</p> <p>(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進</p> <p>わが国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</p> <p>Ⅲ業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 事業費及び一般管理費の効率化（P）</p> <p>各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減事務の効率化、合理化を行う。競争的資金についても、研究課題研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務を効率化するとともに、その効果を具体的に明確にする。機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。</p> <p>平成24年度中に、科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスを確実に実施するとともに、文献情報提供勘定については、新たな経営改善計画を策定し、同勘定における累積</p>	<p>興味・関心や理解が深まった」又は「このような活動にまた参加したい」若しくは「知人に参加を勧めたい」との肯定的な回答を得る。</p> <p>・外部有識者・専門家による中期目標期間中の評価において、課題採択プログラムにおいては支援課題中7割以上の課題が、その他の事業については事業評価の結果が、「支援・実施した科学技術コミュニケーション活動は、事業の目的に照らして十分な成果を上げた」との評価を得る。</p> <p>3. その他行政等のために必要な業務</p> <p>① 関係行政機関からの受託等による事業の推進</p> <p>わが国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関などからの受託などについて、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し、実施する。</p> <p>Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 組織の編成及び運営</p> <p>・理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。</p> <p>・ICT（情報通信技術）の利用等により、機構の意思決定及びその執行に係る重要な情報について、迅速で確実な伝達と共有を図る。</p> <p>・中期目標の達成を阻害する課題（リスク）を把握し、組織として取り組むべき重要なリスクの把握と対応を行う。</p> <p>・法令遵守等、内部統制体制の実効性を高めるため、日頃より</p>
--	---	---

<p>事業スキームの下での着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に行うこととする。</p> <p>第4 業務全般に関する見直し</p> <p>1 内部統制については、更に充実・強化を図ることとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。</p> <p>IV財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 自己収入の増加</p> <p>日本科学未来館においては入場料収入、施設使用料等により自己収入の増加に努めること。</p>	<p>欠損金の縮減を計画的に行う。</p> <p>事業の見直し等による管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、職員の計画的合理化を図る。</p> <p>また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</p> <p>2. 人件費の抑制（P）</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>3. 業務・システムの最適化による業務の効率化等</p> <p>主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>IV財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 自己収入の増加</p> <p>日本科学未来館においては入場料収入、施設使用料等により自己収入の増加に努めること。</p>	<p>職員の意識醸成を行う等の取組や対応を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査や監事監査等を効果的に活用しつつ、モニタリング等を充実させる。 <p>2. 業務の合理化・効率化</p> <p>（P）・管理的経費の節減および以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費については毎事業年度につき3%以上（<u>公租公課、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費各種法令等の定めにより必要となる経費、●●、●●等の特殊要因経費及び東日本大震災復旧・復興・再生に係る経費を除く</u>）、運営費交付金に係る事業費のうち競争的資金以外の業務に係る事業費については毎事業年度につき1%以上（新規に追加・及び拡充<u>及び東日本大震災復興・再生に係るされるものを除く</u>）の効率化を図る。</p> <p>ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。</p> <p>（P）・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金に係る事業費については、当該事業に係る各種事務管理コストの削減、研究課題の適切な評価、組織や制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。 ・日本科学未来館においては入館料収入、施設使用料等自己収入の拡大を図るための取組を行う。 ・科学技術文献情報提供事業については、平成24年度中に開始される民間事業者によるサービスの実施に当たり、着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に実施する。
--	--	---

第3 保有資産の見直し等

保有資産については、不断の見直しが必要であるところ、設置当初に比し職員数が減少している経理や総務等の管理部門が入居している法人本部（埼玉県川口市）や東京都練馬区及び茨城県つくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、保有の必要性や分散設置の見直しが必要とみられるものがあることから、移転等のトータルコスト等も踏まえつつ事務所等の見直しの徹底を図ることとする。

第1 事務及び事業の見直し

4 特許の活用活性化と効率的管理の推進

科学技術振興機構の活動から生じる多くの特許については、有効に活用される特許を増加させることが重要であるが、未利用特許が約90パーセントあることから、戦略的な方針の

- ・パリ事務所については、平成26年度に、宇宙航空研究開発機構等他の独立行政法人との間で共用を開始する。
- ・調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。
- ・経費節減や費用対効果の観点から、研究開発の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティクスを抽出し、実行に移す。
- ・関連公益法人については、機構と当該法人との関係を具体的に明らかにするなど、一層の透明性を確保する。
- ・情報化統括責任者（CIO）の指揮のもと、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行う。
- ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- ・本部（埼玉県川口市）や東京都練馬区及び茨城県つくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、保有の必要性、分散設置の精査及びそれを踏まえた見直しを行う。なお、精査にあたっては、移転等のトータルコスト等も踏まえる。
- ・技術移転活動を推進し保有特許の有効活用の促進に努めるとともに、将来の知的財産の活用可能性及びその困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際の必要性の検討の厳格化や長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことにより、研究成果の活用促進及び管理の適正化を一層推進する。

下、技術移転活動の活性化を推進するとともに、将来の知的財産の活用の可能性及びその困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際の必要性の検討の厳格化や長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことにより、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を一層推進することとする。

第4 業務全般に関する見直し

2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（中期計画の予算）

平成24年4月～平成29年3月 予算

（総計）

<u>区別</u>	<u>金額（単位：百万円）</u>
<u>収入</u>	
<u>運営費交付金</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>施設整備費補助金</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>業務収入</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>その他収入</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>受託等収入</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>計</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>支出</u>	
<u>一般管理費</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>事業費</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>施設整備費</u>	<u>〇〇〇</u>
<u>受託経費</u>	<u>〇〇〇</u>

		<u>計</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>(一般勘定)</u>	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>
		<u>収入</u>	
		<u>運営費交付金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>施設整備費補助金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>業務収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>その他収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>受託等収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>計</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>支出</u>	
		<u>一般管理費</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>事業費</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>施設整備費</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>受託経費</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>計</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>(文献情報提供勘定)</u>	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>
		<u>収入</u>	
		<u>業務収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>その他収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>計</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>支出</u>	

		<u>一般管理費</u>	〇〇〇
		<u>事業費</u>	〇〇〇
		<u>計</u>	〇〇〇
		<u>2. 収支計画</u>	
		<u>平成24年4月～平成29年3月 収支計画</u>	
		<u>(総計)</u>	
		<u>区別</u>	<u>金額(単位:百万円)</u>
		<u>費用の部</u>	
		<u>経常費用</u>	〇〇〇
		<u>一般管理費</u>	〇〇〇
		<u>事業費</u>	〇〇〇
		<u>受託経費</u>	〇〇〇
		<u>減価償却費</u>	〇〇〇
		<u>財務費用</u>	〇〇〇
		<u>臨時損失</u>	〇〇〇
		<u>収益の部</u>	
		<u>運営費交付金収益</u>	〇〇〇
		<u>業務収入</u>	〇〇〇
		<u>その他収入</u>	〇〇〇
		<u>受託収入</u>	〇〇〇
		<u>資産見返運営費交付金戻入</u>	〇〇〇
		<u>資産見返施設費戻入</u>	〇〇〇
		<u>資産見返補助金等戻入</u>	〇〇〇
		<u>資産見返寄付金等戻入</u>	〇〇〇
		<u>臨時利益</u>	〇〇〇

		純損失	〇〇〇
		前中期目標期間繰越積立金取崩	〇〇〇
		額	〇〇〇
		目的積立金取崩額	〇〇〇
		総損失	〇〇〇
		(一般勘定)	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位：百万円)</u>
		<u>費用の部</u>	
		経常費用	〇〇〇
		一般管理費	〇〇〇
		事業費	〇〇〇
		受託経費	〇〇〇
		減価償却費	〇〇〇
		財務費用	〇〇〇
		臨時損失	〇〇〇
		<u>収益の部</u>	
		運営費交付金収益	〇〇〇
		業務収入	〇〇〇
		その他収入	〇〇〇
		受託収入	〇〇〇
		資産見返運営費交付金戻入	〇〇〇
		資産見返施設費戻入	〇〇〇
		資産見返補助金等戻入	〇〇〇
		資産見返寄付金等戻入	〇〇〇
		臨時利益	〇〇〇

		純損失	〇〇〇
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	〇〇〇
		目的積立金取崩額	〇〇〇
		総利益	〇〇〇
		(文献情報提供勘定)	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位:百万円)</u>
		費用の部	
		<u>経常費用</u>	〇〇〇
		<u>一般管理費</u>	〇〇〇
		<u>事業費</u>	〇〇〇
		<u>受託経費</u>	〇〇〇
		<u>減価償却費</u>	〇〇〇
		<u>財務費用</u>	〇〇〇
		<u>臨時損失</u>	〇〇〇
		収益の部	
		<u>業務収入</u>	〇〇〇
		<u>その他収入</u>	〇〇〇
		<u>受託収入</u>	〇〇〇
		<u>臨時利益</u>	〇〇〇
		純損失	〇〇〇
		目的積立金取崩額	〇〇〇
		総損失	〇〇〇
		3. 資金計画	
		平成24年4月～平成29年3月 資金計画	

		<u>(総計)</u>	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>
		<u>資金支出</u>	
		<u>業務活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>投資活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>財務活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>次期中期目標期間への繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>資金収入</u>	
		<u>業務活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>投資活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>財務活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>前期中期目標の期間よりの繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>(一般勘定)</u>	
		<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>
		<u>資金支出</u>	
		<u>業務活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>投資活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>財務活動による支出</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>次期中期目標期間への繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>資金収入</u>	
		<u>業務活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>投資活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>財務活動による収入</u>	<u>〇〇〇</u>
		<u>前期中期目標の期間よりの繰越金</u>	<u>〇〇〇</u>

		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1426 113 2038 169"><u>越金</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1426 169 2038 264"><u>(文献情報提供勘定)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 264 1780 316"><u>区別</u></td> <td data-bbox="1780 264 2038 316"><u>金額 (単位: 百万円)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1426 316 2038 363"><u>資金支出</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 363 1780 411"><u>業務活動による支出</u></td> <td data-bbox="1780 363 2038 411">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 411 1780 459"><u>投資活動による支出</u></td> <td data-bbox="1780 411 2038 459">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 459 1780 507"><u>財務活動による支出</u></td> <td data-bbox="1780 459 2038 507">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 507 1780 555"><u>次期中期目標期間への繰越金</u></td> <td data-bbox="1780 507 2038 555">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1426 555 2038 603"><u>資金収入</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 603 1780 651"><u>業務活動による収入</u></td> <td data-bbox="1780 603 2038 651">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 651 1780 699"><u>投資活動による収入</u></td> <td data-bbox="1780 651 2038 699">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 699 1780 746"><u>財務活動による収入</u></td> <td data-bbox="1780 699 2038 746">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1426 746 1780 794"><u>前期中期目標の期間よりの繰</u></td> <td data-bbox="1780 746 2038 794">〇〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1426 794 2038 850"><u>越金</u></td> </tr> </table> <p data-bbox="1426 954 2038 986">IV 短期借入金の限度額</p> <p data-bbox="1426 1005 2038 1129">・短期借入金の限度額は●●億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。</p> <p data-bbox="1426 1197 2038 1273">IV.2. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p data-bbox="1426 1292 2038 1417">・<u>上野事務所、与野宿舍及び</u>池袋宿舍については、独立行政法人通則法 (平成11年7月16日法律第103号) に則して平成24年度以降に国庫納付する。</p>	<u>越金</u>		<u>(文献情報提供勘定)</u>		<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>	<u>資金支出</u>		<u>業務活動による支出</u>	〇〇〇	<u>投資活動による支出</u>	〇〇〇	<u>財務活動による支出</u>	〇〇〇	<u>次期中期目標期間への繰越金</u>	〇〇〇	<u>資金収入</u>		<u>業務活動による収入</u>	〇〇〇	<u>投資活動による収入</u>	〇〇〇	<u>財務活動による収入</u>	〇〇〇	<u>前期中期目標の期間よりの繰</u>	〇〇〇	<u>越金</u>	
<u>越金</u>																														
<u>(文献情報提供勘定)</u>																														
<u>区別</u>	<u>金額 (単位: 百万円)</u>																													
<u>資金支出</u>																														
<u>業務活動による支出</u>	〇〇〇																													
<u>投資活動による支出</u>	〇〇〇																													
<u>財務活動による支出</u>	〇〇〇																													
<u>次期中期目標期間への繰越金</u>	〇〇〇																													
<u>資金収入</u>																														
<u>業務活動による収入</u>	〇〇〇																													
<u>投資活動による収入</u>	〇〇〇																													
<u>財務活動による収入</u>	〇〇〇																													
<u>前期中期目標の期間よりの繰</u>	〇〇〇																													
<u>越金</u>																														

<p>第2 業務実施体制の見直し</p> <p>科学技術文献情報提供事業の平成 24 年度からの民間事業者</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設及び設備に関する事項</p> <p>機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。</p>	<p>・上野事務所については、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）に則して平成 24 年度以降に国庫納付する。</p> <p>・JST イノベーションプラザの譲渡により生じた収入については、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）に則して平成 24 年度以降に国庫納付する。なお、<u>当該施設の譲渡国庫納付</u>に当たっては土地所有者の了解が必要となる。</p> <p>V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>機構の実施する業務の充実、職員教育の充実等に充てる。</p> <p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設及び設備に関する計画</p> <p>・機構の実施する業務を効果的・効率的に推進するため整備・更新する施設・設備は次の通りである。</p> <p>（P）</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>（1）人材配置</p> <p>・職員の業績等の人事評価を定期的 to 実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映する。</p> <p>（2）人材育成</p> <p>・業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度を適切に運用する。</p> <p>（3）計画的合理化</p>
---	---	--

<p>によるサービスの実施、地域イノベーション創出総合支援事業の25年度末までの廃止及びこれによる全国19か所に立地するイノベーションプラザ等の廃止並びに研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、定年制常勤職員、任期付常勤職員、非常勤職員の計画的合理化を図ることとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施、地域イノベーション創出総合支援事業の廃止及びイノベーションプラザ等の廃止並びに研究員の雇用形態を科学技術振興機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、職員の計画的合理化を行う。 (4) 人件費に係る指標 (P) 3. 中期目標期間を超える債務負担 ・中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 4. 積立金の使途 ・前期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人科学技術振興機構法に定める業務の財源に充てる。
---	--	--

※次期中期目標（案）・中期計画（案）については、現時点のものであり、財務省との協議等によって、変更の可能性がある。